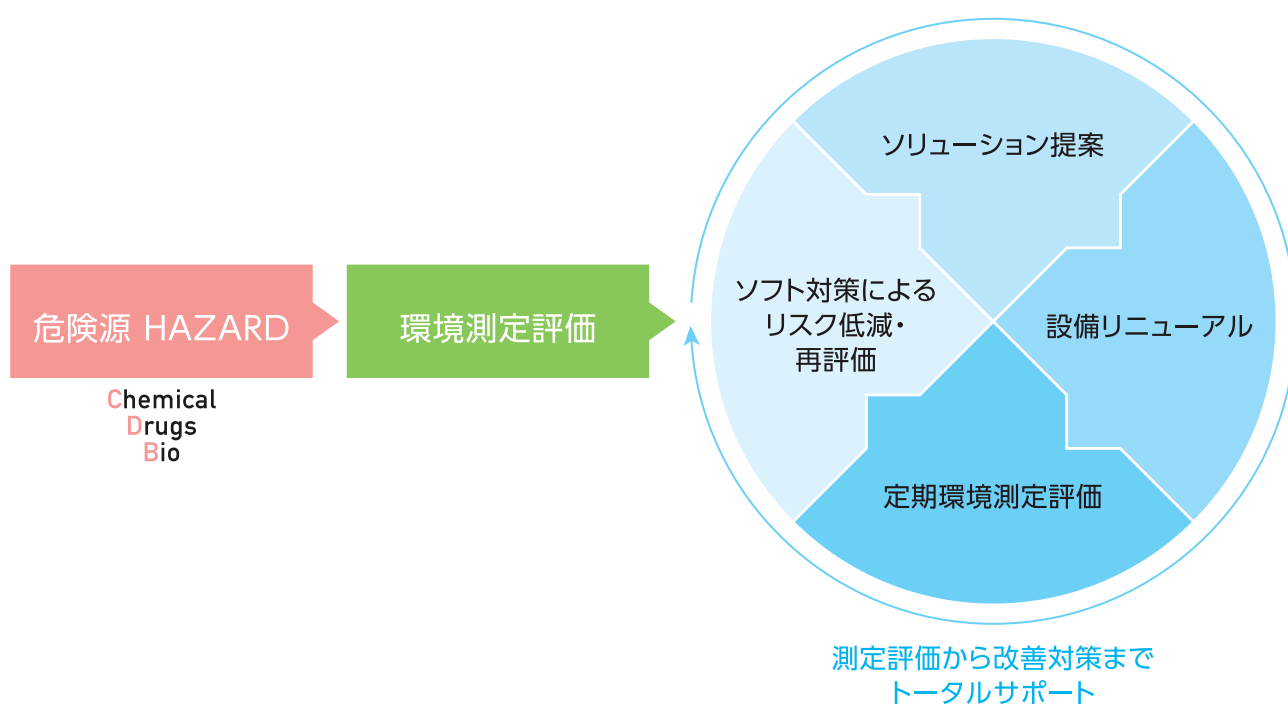


有害物質リスク低減のために

作業環境改善システム

Workplace Environmental Improvement



作業環境 リスク評価と対策

作業環境測定

作業環境測定機関（当社）登録番号23-59

労働安全衛生法第65条に基づき、政令で定める有害な業務を行う屋内作業場は、作業環境測定の実施義務があります。

●測定対象（作業環境測定士による）

粉じん則	粉じんを著しく発散する屋内作業場
電離則	放射性物質取扱室の空气中放射性物質濃度
特化則	第1類もしくは第2類の特定化学物質を製造し、または取り扱う屋内作業場
鉛則	粉状または熔融鉛を取り扱う屋内作業場
有機則	有機溶剤を製造し、または取り扱う屋内作業場

放射性物質 Ge半導体検出装置



ホルムアルデヒド試料採取



●化学物質リスクアセスメント関連

労働安全衛生法改正に伴い、平成28年6月より、640物質のリスクアセスメント実施が義務づけられました。気中濃度測定は、リスクを見積もる時の基本的な方法として推奨されています。

《気中濃度測定方法》

- 作業環境測定
- 個人ばく露測定

作業環境測定



個人ばく露パッシブサンプラー



ガスクロマトグラフ質量分析計



有害物質による健康障害事例の増加により、そのリスク評価、対策が求められています。当社では、作業環境測定機関(自社)としての環境測定評価技術に加え、空調技術で培ったノウハウにより、種々の対策提案を行います。

薬剤・生物ハザード設備 性能評価、除染・滅菌、改善提案

●薬剤ハザードの防止

日本病院薬剤師会「抗悪性腫瘍剤の院内取扱い指針 抗がん薬調整マニュアル」では、調整時にはクラスIIタイプB2以上の性能を有する安全キャビネットの使用が推奨され、清掃等による危険性薬剤の無毒化や、調整室の空調設備も含めた機能点検等の保守管理が必要とされています。

●生物ハザードの防止

感染症法の第56条24では特定病原体を所持する者は取扱施設の構造及び設備の技術上の基準に適合するように維持することが定められています。同施設においては安全キャビネットまたは同等以上の性能を有する装置を備え、1回/年以上定期的に点検し、機能維持を図る事が定められています。

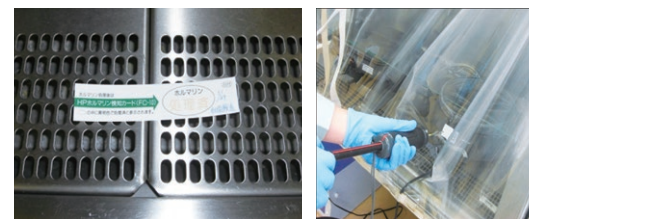
安全キャビネット性能点検

- HEPAフィルタリーク検査
- 作業空間清浄度測定
- 風速・風量試験
- 気流方向試験
- 機能点検
(照度、絶縁抵抗、運転電流等)



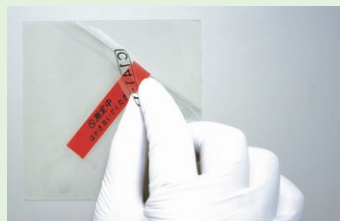
安全キャビネット除染・滅菌・清掃

- 抗がん薬等の不活化、除染、清掃
- 滅菌作業
- フィルタ交換



抗がん剤モニタリング

ワイプ法やサンプリングシート等を用いた表面汚染・気中濃度測定による職場環境の評価



▶▶▶ 点検清掃を含む性能維持、保守管理から薬剤調整室等における設備やクリーン機器の改善提案まで対応します。

改善対策

▶▶▶ 環境評価により、予算に応じた種々の作業環境の改善対策を行います。

設計・取扱項目

局所排気設備

建築内装変更計画

空調設備

エアータンク

環境改善機器

アイソレータ、安全キャビネット等特殊設備



局所排気付き実習解剖台の例



プッシュプル型換気装置の例 (病理検査室ホルムアルデヒド対策)



プッシュプル型換気装置の例 (病理検査室キシレン等有機溶剤対策)

環境改善提案

建物設備総合エンジニアリング企業だからできる環境改善提案、そこには既成にとらわれない独自の視点があります。

- 現状のシステムに合った対策提案 (内科的&外科的処方箋)
- お客様の予算に合った施策実施 (費用と効果の最適なバランス)
- 省エネを考慮した設計と、その効果に合わせた対策の計画的継続&見直し (いつでも新たなニーズに応じられる提案力)

精密機器によって現状を把握し、問題点を発見した場合には、その科学的根拠に基づき、私たちはお客様にとって最適な環境を取り戻し、維持していく方法を「環境診断報告書」の中で提案します。

